平成２２年（フ）第９６３４号
大阪市大正区小林西２丁目２番４号　寄川マンション302号
債務者　翁長　大成
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１５号
大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ａ―402号
債務者　長谷　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１８号
大阪市北区中崎１丁目３番29―1001号
債務者　毛利　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２０号
大阪市港区磯路３丁目20番７号　千寿荘２号
債務者　藤原　正年
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２３号
大阪市大正区北恩加島２丁目１番１号　滝ハイツ202号
債務者　北畑ツル子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２８号
大阪市東淀川区大隅２丁目３番35号
債務者　近藤　豊子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３０号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目14番２―102号
債務者　杉本隆吉こと　玄　　隆吉
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３９号
大阪市西成区玉出西１丁目16番18号　メゾンラフォーレ204号
債務者　中川　明美（旧姓島頭）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４４号
大阪府寝屋川市河北西町17番８―102号
債務者　西村　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５１号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目１番９号　ハイツことぶき103号
債務者　杉田かおり（旧姓宗行）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５２号
大阪市淀川区西中島７丁目11番10号　第４岡部ビル202号
債務者　廣地　有希（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５５号
大阪市此花区伝法３丁目２番16号　曽我部マンション202号
債務者　水野　智子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１号
長崎県南島原市深江町丙17番地
債務者　細波由美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
長崎県雲仙市国見町多比良丙485番地
債務者　中村美都子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
青森県弘前市大字城東５丁目11番地１　ヤナギダハウス25号
債務者　田辺　正江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７７０号
高知市介良乙3225番地８　ハイスリー21―303
債務者　堀内　香江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４７号
高知市与力町１番６号　ハイネス南国802号
債務者　木屋　美樹
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５５号
高知市布師田2197番地
債務者　川村　幸久
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　高知地方裁判所破産係